

猿橋の永昌院領

年貢押領

以上述べてきた『妙法寺記』が記す一連の事件は、一般農民の村落結合をふまえてひろがる、有力農民・地侍層を中心とした百姓身分権確保のための闘争、およびこれに対応しようとする上位の諸権力の負わされた、いわば二重の在地不掌握ともいべき領域支配の矛盾のあらわれとみることができよう。にもかかわらずこのような訴訟問題をめぐる農民の一揆的動向が、武田権力の拡大・領国大名化のうえに決定的意義をもったことはいまでもなからう。なによりも村落結合をふまえた農民の一揆的動向を必然化した代官・地頭の支配の動搖のなかで、武田信玄みずからがこれら在地小領主層の支配の根本問題をめぐる訴訟事件へ介入することにより、信玄の権力が基本的には農業・農民支配の体制化への推進・強化をはたすうえに大きな力となったことはいまもたがいない。

この間の事情をうかがわせるものとして、一五五三（天文三〇）年一月八日に信玄が郡内における山梨郡（山梨市矢野）永昌院（曹洞宗）領の年貢押領をおこなった小山田弥三郎の一族、同弥七郎の在所への立入りを禁じ、谷村の小山田館に蟄居させたことをつたえた同院宛の判物がある。すなわち、「御寺領ノ儀ニ就キ、小山田弥七郎年貢等難渋セシムルノ旨、承リ候キ。然ル間去ル六月、小山田（弥三郎）方へ申付ケ、件ノ弥七郎、谷村へ召シ越シ、一切在所へ出入ヲ停止ス可キノ趣キ、下知ヲ成シ候上ハ、和尚御存分ノ如ク仰セ付ケラル可ク候。其ノ為メ一筆ヲ染メ候。恐々敬白」というのがそれである。そこには信玄みずから郡内のことは「都留郡ノ法ニ任」せるといったかつての態度は、もうまったくみられなくなっている。

また同じころ、永昌院大掟が小山田弥三郎にたいし、院領である猿橋の農民による年貢未進や小山田被官の押領行為など七カ条を善処するように懇望している。この年末詳の中秋（八月）二〇日付文書は、或は右の小山田弥七郎による永昌院領の「年貢等難渋」事件に関係があり、その事件の内容を詳細に書きしるして訴え出たものかも知れない。

大掟書状「条目」の第一条は、「猿橋百姓等年貢無沙汰ノ事」として、院領猿橋の百姓どもは、「年々（年貢の）三分二（だけ）相納メ申候テ、其ノ残りハ未進ニ致シ候。殊ニ是レヨリ以前ノ流レ間（流失耕地）、只今ハ耕作イタシ候エドモ、引方（免稅地）ノ由申シ候テ、本ノ如ク本年貢ヲ相済マシ（納め）申サズ候間、御奉行を指シ越サレ、彼ノ流所ヲ見分候テ、有リ様ニ（年貢を）仰セ付ケラレテ、御意ヲ懸ケラル（御取立て下さる）可ク候。付、隠田ノ事」も同様に御檢視を願うとある。

第二条「年貢所務ノ事」では、年貢立物（代納物）と称して無用の物資を納入してくるが、寺家でその弁済は到底しかねるので、かならず半分は穀物で納めるようぜひ御下知ねがいたいと申し込んでいる。

第三条「借馬立婦人夫ノ事」では、年貢輸送の人馬を仕立てるさい、「過半」の百姓が「駄賃」に代金をもってすまそうとするのは「非分かと存シ候」と苦情を述べている。

第四条「異名普請ノ事」では、小田原の北条氏と戦火を交じていたときはとにかく、甲相同盟の成った今日は「前々ノ如ク（寺領農民に）御監ノ再興、四壁ノ繩結等申付ケ度ク候」と普請役の催促をしている。

第五条「宿中屋敷ノ事」では、棟別銭の未進者の逐電（欠落）で門前がさびれたので、棟別銭を半額に減じて「家をも造り申シ、所も繁昌致」すよう配慮してほしいと減税を嘆願している。

第六条は「御被官衆年貢等無沙汰ノ事」として、院領内の小山田被官衆に、「年貢催促申シ候処ニ、御陣奉公（軍役勤仕）ニ手空キ無シノ由申シ、難渋致シ候。然リト雖モ、國中（衆が軍）陣へ罷リ立チ候ワバ、イズレも年貢無沙汰申ス可ク候カ。其ノ内、別シテ孫左衛門尉と申スハ、大事ノ夫（役）相勤メ申シ候（ものであるにもかかわらず）、去年冬十人、当年も廿人無沙汰申シ候。年々是ノ如ク候条、料簡ニ及バズ（理解に苦しむ）候。同ジクハ（かく非分を重ねるうえからは）彼ノ百姓前（農村指導者としての役員）を取放サレ候て、厳密ニ相イ勤ム可ク、（百姓前は）余人ニ仰セ付ケラレ候テ快然タル可ク候」と抗議している。

最後の第七条「愚僧被官ノ事」では、大掟の被官には普請役を免除されたいと虫のいい頼みことを述べている。要するに猿橋の永昌院領内においては一般農民から半農半武士の下級給人までもが団結し、年貢・諸役の拒否という反対運動をねばり強く展開していたことが知られる。そこで大掟は寺領回復のために右の七項を小山田弥三郎に要求する一方、この紛争の裁決を信玄に求めたのかも知れない。その結果、信玄は弥三郎に命じて寺領管理の小山田弥七郎を谷村に召寄せ、永昌院にはその直接支配を保証した前記の書状をあたえたのであろう。

なお年末詳一二月二二日付で小山田弥三郎が塩山向岳寺の要請にこたえ、寺領農民の年貢課役の未進拒否を取締ることをつたえている書状もみられる。書面に「塩山（向岳寺）・御府中（信玄）ヨリノ御両所ヲ以テ」とあるとおり、向岳寺の要請は背後に武田氏の権威を多分に光らせたものであったことも推測できる。また河川湖町大石にあった甲府一蓮寺の寺領について、信玄は一五五五（弘治三）年十一月十九日付で寺領の農民が年貢・諸公事を滞納したら仔細をしたためて申し出るように管理者である小石和の神庵寺住職に命じている。

